

久喜市議会
平成27年9月定例会議案

議 案 目 録

議案第 6 3 号	平成 2 6 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定 について	1
議案第 6 4 号	平成 2 6 年度久喜市国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について	2
議案第 6 5 号	平成 2 6 年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出 決算認定について	3
議案第 6 6 号	平成 2 6 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について	4
議案第 6 7 号	平成 2 6 年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について	5
議案第 6 8 号	平成 2 6 年度久喜市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算認定について	6
議案第 6 9 号	平成 2 6 年度久喜市土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算認定について	7
議案第 7 0 号	平成 2 6 年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出 決算認定について	8
議案第 7 1 号	平成 2 6 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰 余金の処分について	9
議案第 7 2 号	平成 2 6 年度久喜市水道事業会計決算認定につ いて	1 1
議案第 7 3 号	平成 2 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号） について	1 2
議案第 7 4 号	平成 2 7 年度久喜市国民健康保険特別会計補正 予算（第 1 号）について	1 3
議案第 7 5 号	平成 2 7 年度久喜市介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）について	1 4
議案第 7 6 号	平成 2 7 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 1 号）について	1 5
議案第 7 7 号	平成 2 7 年度久喜市下水道事業特別会計補正予 算（第 1 号）について	1 6
議案第 7 8 号	平成 2 7 年度久喜市農業集落排水事業特別会計 補正予算（第 1 号）について	1 7
議案第 7 9 号	平成 2 7 年度久喜市土地区画整理事業特別会計 補正予算（第 1 号）について	1 8

議案第 8 0 号	平成 2 7 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 9
議案第 8 1 号	久喜市職員の再任用に関する条例の一部を改正 する条例	2 0
議案第 8 2 号	久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 8 3 号	久喜市手数料条例の一部を改正する条例	2 3
議案第 8 4 号	久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を 改正する条例	2 5
議案第 8 5 号	久喜市営釣場条例を廃止する条例	2 6
議案第 8 6 号	工事請負契約の締結について	2 7
議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について	2 8
議案第 8 8 号	工事請負契約の締結について	2 9
議案第 8 9 号	工事請負契約の締結について	3 0
議案第 9 0 号	工事請負契約の締結について	3 1
議案第 9 1 号	工事請負契約の締結について	3 2
議案第 9 2 号	工事請負契約の締結について	3 3
議案第 9 3 号	工事請負契約の締結について	3 4
議案第 9 4 号	路線の廃止について	3 5
報告第 8 号	平成 2 6 年度決算に係る財政健全化に関する比 率の報告について	3 6

議案第 63 号

平成 26 年度久喜市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度久喜市一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第64号

平成26年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度久喜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第65号

平成26年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度久喜市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 66 号

平成 26 年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度久喜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第67号

平成26年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度久喜市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 68 号

平成 26 年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度久喜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第69号

平成26年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度久喜市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第70号

平成26年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成26年度久喜市土地取得特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 7 1 号

平成 2 6 年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成26年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

未処分利益剰余金を処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

平成26年度久喜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(単位 円)

	利益剰余金			
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
平成25年度末残高	1,562,958,237	0	0	1,562,958,237
平成26年度変動額	△ 294,968,189	0	7,180,812,368	6,885,844,179
減債積立金取崩額	△ 294,968,189	0	0	△ 294,968,189
当年度純利益	0	0	785,470,050	785,470,050
その他未処分利益変動額	0	0	6,395,342,318	6,395,342,318
平成26年度末残高	1,267,990,048	0	7,180,812,368	8,448,802,416
処分類	107,019,331	321,057,994	△ 7,180,812,368	△ 6,752,735,043
処分後残高	1,375,009,379	321,057,994	0	1,696,067,373

議案第 7 2 号

平成 2 6 年度久喜市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成26年度久喜市水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 7 3 号

平成 2 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）について

平成 2 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 7 4 号

平成 2 7 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 27 年度久喜市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 75 号

平成 27 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 27 年度久喜市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 76 号

平成 27 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 27 年度久喜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 77 号

平成 27 年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 27 年度久喜市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 78 号

平成 27 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 27 年度久喜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第79号

平成27年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

平成27年度久喜市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 80 号

平成 27 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

平成 27 年度久喜市水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

議案第 8 1 号

久喜市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の再任用に関する条例(平成22年久喜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

平成 2 7 年 9 月 1 日 提 出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律における地方公務員等共済組合法の一部改正等に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 8 2 号

久喜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(久喜市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 久喜市個人情報保護条例(平成22年久喜市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の4号を加える。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(9) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

(10) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この項、第10条、第11条第1項及び第33条第1項において同じ。)」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第21条の見出しを「(訂正、削除及び中止等の請求)」に改め、同条第4項中「訂正、削除又は目的外利用等の中止」を「保有個人情報の訂正、削除若しくは目的外利用等の中止又は利用の停止若しくは消去若しくは提供の停止」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 市民は、自己の保有個人情報について、第9条の2の規定に違反して利用さ

れているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる。

- 5 市民は、自己の保有個人情報が第9条の3の規定に違反して提供されているときは、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる。

第2条 久喜市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (11) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第9条の2第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第21条第4項中「自己の保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第24条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号において規定する政令で定める日から施行する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、この案を提出するものであります。

議案第 8 3 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

(久喜市手数料条例の一部改正)

第1条 久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1中43の項を44の項とし、28の項から42の項までを1項ずつ繰り下げ、27の項の次に次のように加える。

28	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなった場合及び個人番号若しくは住民票コードの変更又は国外への転出による返納後の再交付を除く。)	1件につき 500円	
----	--	------------	--

第2条 久喜市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項及び28の項を次のように改める。

27	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。次項において「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付及び返納後の交付手数料(個人番号若しくは住民票コードの変更又は国外への転出による返納後の交付を除く。)	1件につき 800円	
28	番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料(追記欄の余白がなくなった場合及び個人番号若しくは住民票コードの変更又は国外への転出による返納後の再交付を除く。)	1件につき 500円	

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1

日から施行する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、この案を提出するものであります。

議案第 8 4 号

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

久喜市印鑑登録及び証明に関する条例（平成22年久喜市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「暗証番号（暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）その他」を「、又は民間端末機（民間事業者が設置し、かつ、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7号に規定する個人番号カードを使用して」に改める。

第14条第1項中「前条第3項の規定により」の次に「印鑑登録証明書の自動交付機に市民カードを使用して」を加え、「暗証番号の」を「暗証番号（暗証として入力される4けたのアラビア数字をいう。以下同じ。）の」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

平成 2 7 年 9 月 1 日 提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

個人番号カードでコンビニエンスストアにおける印鑑登録証明書を交付するサービスを開始するため、この案を提出するものであります。

議案第 8 5 号

久喜市営釣場条例を廃止する条例

久喜市営釣場条例(平成22年久喜市条例第165号)は、廃止する。

附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成 2 7 年 9 月 1 日 提 出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市営釣場を廃止するため、この案を提出するものであります。

議案第 86 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 久喜市液状化対策工事(1工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 494,856,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市鷲宮中央1丁目22番15号
株式会社加藤工業 久喜支店
取締役久喜支店長 加藤保夫 |

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市液状化対策工事(1工区)の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 87 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 久喜市液状化対策工事(2工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 448,200,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市久喜本11-4-D103
小川工業株式会社 久喜営業所
営業所長 秋山 勲 |

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市液状化対策工事(2工区)の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 88 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 久喜市液状化対策工事(3工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 422,280,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市上町1番12号
株式会社久喜組
代表取締役 小 河 原 敏 雄 |

平成 27 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市液状化対策工事(3工区)の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 89 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 久喜市液状化対策工事(4工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 406,512,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市小右衛門629番地
株式会社飯塚建設
代表取締役 飯塚てる子 |

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市液状化対策工事(4工区)の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第90号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 久喜市液状化対策工事(5工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 395,604,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市古久喜243番地
株式会社武井組
代表取締役 武井達雄 |

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市液状化対策工事(5工区)の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 9 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 久喜市液状化対策工事(6工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 369,360,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市中妻244番地
株式会社矢島組
代表取締役 矢 島 幹 功 |

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市液状化対策工事(6工区)の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第92号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 久喜市液状化対策工事(7工区) |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 303,480,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県久喜市除堀1302番地
株式会社鈴木工務店
代表取締役 鈴木 宏 侍 |

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

久喜市液状化対策工事(7工区)の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第93号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 吉羽雨水ポンプ場更新工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 314,334,000円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市桜区南元宿2丁目34番11号
株式会社第一テクノ 関東支店
取締役関東支店長 中 里 優 |

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

吉羽雨水ポンプ場更新工事の請負契約を締結したいので、久喜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

議案第 9 4 号

路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止することについて、議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点	主要な 経過地
久喜 6161 号線	久喜市北青柳	久喜市北青柳	
菖蒲 1713 号線	久喜市菖蒲町上大崎	久喜市菖蒲町上大崎	

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

市道としての機能が失われるため廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

報告第8号

平成26年度決算に係る財政健全化に関する比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度における久喜市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

平成27年9月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

財政健全化に関する比率

健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	－	(11.78)
連結実質赤字比率	－	(16.78)
実質公債費比率	9.0	(25.0)
将来負担比率	51.5	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことから、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、「－」を記載しています。
- 2 早期健全化基準を、括弧内に記載しています。

資金不足比率 (単位：%)

下水道事業特別会計	－	(20.0)
農業集落排水事業特別会計	－	(20.0)
土地区画整理事業特別会計	－	(20.0)
水道事業会計	－	(20.0)

備考

- 1 いずれの特別会計においても資金不足額が生じていないことから、資金不足比率については、「－」を記載しています。
- 2 経営健全化基準を、括弧内に記載しています。



久 監 査 第 3 3 9 号

平成 2 7 年 8 月 1 1 日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市監査委員 矢 島 隆

久喜市監査委員 山 田 達 雄

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された平成26年度決算に係る健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙

平成26年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成26年度	平成25年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	11.78
② 連結実質赤字比率	—	—	16.78
③ 実質公債費比率	9.0	9.4	25.0
④ 将来負担比率	51.5	67.3	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成26年度一般会計等の実質収支は黒字となっており、実質赤字比率は早期健全化基準の11.78%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成26年度の連結実質収支は黒字となっており、連結実質赤字比率は早期健全化比率の16.78%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成26年度の実質公債費比率は9.0%となっており、前年度より0.4ポイントの減となった。

早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 26 年度の将来負担比率は 51.5%となっており、前年度より 15.8 ポイントの減となった。

早期健全化基準の 350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。



久 監 査 第 3 3 7 号

平成 2 7 年 8 月 1 1 日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市監査委員 矢 島 隆

久喜市監査委員 山 田 達 雄

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された平成 2 6 年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおりその意見を提出する。

別紙 1

平成 26 年度 下水道事業特別会計（法非適用企業）
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 2

平成 26 年度 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業） 経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 3

平成 26 年度 土地区画整理事業特別会計（法非適用企業）
経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

別紙 4

平成 26 年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
①資金不足比率	—	—	20.0 (%)

(2) 個別意見

資金の不足は生じていないことから、資金不足比率は経営健全化基準の 20.0%と比較すると、良好な状態にある。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。